

平成の会 規約

一般社団法人 東京外語会
平成の会

(名称)

第1条

この会は平成の会と称する。

(目的)

第2条

1. 東京外国語大学及び大学院を平成年度に卒業した者及び在学生の一般社団法人東京外語会（以下外語会という）への入会と外語会の活性化促進に寄与する。
2. 語科と卒業年次を問わない同窓生の交流の場を提供し、様々な異なる経験に基づく知識と智恵を結集して親睦と互助に努める。

(組織)

第3条

1. 平成の会の会員は東京外国語大学及び大学院を平成年度に卒業した者及び在学生の有志を中心に構成される。
2. 平成の会に委員会を置き委員長が会長を兼務する。

(委員会、委員長及び委員の選出)

第4条

1. 委員会は外語会の中に組織される。
2. 委員会は委員長1名と委員より構成される。
委員長は外語会理事会が委嘱し、また委員は委員長が任命し外語会理事会に届け出るものとする。

(委員長及び委員の職務)

1. 委員長及び委員は、平成の会が定めた活動方針に基づき、それぞれ定められた担当分野において、その活動を推進する。
2. 委員会はその時々によって必要となる役職を設け、その役職は委員の中から委員長が指名する。
3. 委員長は、平成の会を統括し、必要に応じて活動状況を外語会に報告する。

(委員長及び委員の任期)

委員長及び委員の委嘱期間は1年とする。但し、再任はこれを妨げない。

(委員会の運営)

第5条

1. 委員会は平成の会の基本方針の策定及びその運営を推進するため会議を開催する。
2. 会議は、委員長が主宰する。委員長は、会議開催日の少なくとも1週間以前に開催日時等を委員に通知する。
3. 会議への代理出席は認めない。但し、議事に関する事前の意見表明または委任状による議決も可能とする。
4. 会議開催の定足数は、特に定めない。
5. 会議の決議は、委員長及び出席委員の多数決によるが、賛否同数の場合は、委員長の判断による。

(事務局)

第6条

1. 平成の会に事務局をおく。
2. 事務局は、東京都文京区におく。
3. 事務局は、委員長の命を受けて、日常業務を推進する。
4. 事務局の要員は、平成の会会員から委員長が委嘱する。事務局は外語会事務局に支援を要請することが出来る。

(経費の負担)

第7条

日常業務遂行に必要な経費は、平成の会が主催するイベント会費のほか外語会からの補助金を充当する。

(報酬)

第8条

委員長及び委員は、無報酬とする。

(規約の変更)

第9条

当規約の変更は、委員会の議決を経て行う。

(解散)

第10条

平成の会の解散は、委員会の決議を経て、外語会に届け出る。

平成22年5月29日制定